

令和6年第2回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和6年6月13日(木)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告(総務経済常任委員会)	5
6		一般質問	6
7	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて [秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について]	10
8	承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて [令和5年度秩父別町一般会計補正予算(第8号)について]	12
9	報告第 1号	令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について	13
10	報告第 2号	町出資法人の事業報告について	14
11	議案第37号	秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について	14
12	議案第38号	令和6年度秩父別町一般会計補正予算(第3号)について	15
13	議案第39号	令和6年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	21
14	議案第40号	工事請負契約の締結について (簡易水道施設計装設備更新工事)	22
15	意見案第4号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	23
16	意見案第5号	厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書	23
17		所管事務調査の申し出について (総務経済常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)	24
18		議員の派遣について	25

令和6年第2回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和6年6月13日（木曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	大野	敬	君	8番	藤岡	浩文	君
1番	松永	徹	君	2番	金子	利生	君
3番	眞島	秀樹	君	4番	岡崎	稔	君
5番	中西	伴浩	君	6番	寺迫	公裕	君
7番	早川	正剛	君				

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷	信人	君	副町長	竹内	剛	君
教育長	早川	聡	君	総務課長	中野	慎司	君
建設課長	宮武	幸充	君	会計管理者	内山	潔	君
産業課長	笹木	雄介	君	住民課長	塩地	勇夫	君
企画課長	北垣	慎二	君	教育次長	大山	達美	君
農委事務局長	宮本	幹夫	君	農委会長	吉田	光博	君
代表監査委員	藤岡	和正	君				

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

成瀬義弘君

北俊紀君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

3番

眞島秀樹君

4番

岡崎稔君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（大野君）

ただ今から、令和6年第2回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（大野君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 眞島秀樹議員、4番 岡崎稔議員を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（大野君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月14日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの2日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（大野君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（成瀬君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、承認第1号から第2号までの2件、報告第1号から第2号までの2件、議案第37号から第40号までの4件でございます。

次に、議員から提出された意見案が2件ございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出について、議員の派遣についてがございます。

なお、監査委員から6月に実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議長（大野君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議長（大野君）

日程第4、町長から行政報告があります。町長。

町長（澁谷君）

本日、第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

5月27日の第3回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

始めに、職員の新規採用について申し上げますが、7月1日付けで、一般事務職3名を採用いたします。

採用する方は、室蘭市出身で札幌国際大学を卒業され、北洋銀行にお勤めになられた後、民間の介護福祉関係の会社にお勤めでありました野呂将平さん32歳であります。次に、妹背牛町のご出身で藤女子大学を卒業され、現在は旭川厚生病院にお勤めの村上未来さん25歳であります。もう一方は沼田町出身で深川西高等学校を卒業され、深川市の自動車整備会社にお勤めでありました山岸麻子さん25歳であります。

3人の皆さん方はいずれもこの春に実施いたしました採用試験において優秀な成績をおさめられた方であり、今後の活躍に大いに期待をしている

ところであります。

次に、寄附の採納について申し上げます。

6月12日、昨日でありますけれども、旭川トヨペット株式会社代表取締役社長の遠藤穰様が役場にお越しになり、10万円相当の花苗の寄贈をいただきました。

地域に根ざした社会貢献活動として実施されている、第49回トヨペットふれあいグリーンキャンペーンとしての緑化活動でありまして、寄贈いただいた花苗はベルパークちっぷべつ内の花壇に植栽し、来場者に楽しんでいただくこととしております。

旭川トヨペット株式会社様には、昨年、一昨年に引き続きまして、3回目となる寄贈でありまして、度重なるご厚意に感謝申し上げますとともに、益々の発展を心からご祈念申し上げる次第であります。

次に、ふるさと納税についてご報告申し上げます。

令和5年度のふるさと納税の総額は、10億2,162万円で、昨年度を1億5千万円程上回る過去最高額を記録いたしました。

ご寄附いただきました浄財につきましては、町財政の貴重な財源とし、有効に活用させていただきます。

なお、希望される返礼品のほとんどが、秩父別町産のお米でありまして、全国の皆様がお米をお賞味いただき、その品質と食味などを評価いただいた証であり、あらためて農家の皆様方のご努力とご労苦に敬意を表するとともに、これからも良品質米の生産に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

今後もお寄附いただきました皆様方の、秩父別町に対する想いや期待にしっかりと応えながら、町民の皆様方が健康で幸せを実感できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、農作物の生育状況についてご報告申し上げます。

本町に設置のアメダスによりますと、この冬の累積降雪量は802cmで前年より104cm多く、さらに3月に入ってから気温の低い日が多かったことから融雪が進まず、積雪ゼロになったのは、前年に比べて1週間遅れの4月14日でありました。

融雪後は、4月中旬から気温が上がり、5月まで雨が少なめで推移した

ことから耕起作業まで順調に進んだところであります。

空知農業改良普及センター北空知支所の発表によりますと、6月1日現在の主な農作物の生育状況について申し上げますが、水稻の移植作業は平年並みに進みましたが、5月下旬からの天候不良により、植え傷みや活着の遅れが見られ、さらに直播栽培においては、出芽揃いに時間が掛っている状況であります。

秋まき小麦につきましては、5月下旬の天候不良により一時生育が停滞したものの概ね順調に生育しております。

大豆に関しましては、5月中旬の好天により播種・生育とも順調に進んでいるとのことであります。

ブロッコリーは、5月2日に定植作業が始まり、花卉につきましても、5月25日から出荷され、野菜類などの作物も含めまして順調な出荷を期待しているところでございます。

本年は生産者皆様方のご努力が報われまして、実り豊かな出来秋を迎えられますことを心から願いながら、農作物の生育状況の報告とさせていただきます。

次に、建設工事の入札結果についてご報告申し上げます。

5月31日に執行いたしました、3件の入札結果について申し上げます。

1件目は、農業集落排水事業施設整備工事のうち機械設備工事で、ばっ気機2台を更新いたします。

落札者は、水ingエンジニアリング株式会社北海道支店、落札額は税込み20,680千円、落札率は99.79パーセント、工期は6月6日から来年3月14日までとしております。

2件目は、同じく農業集落排水事業施設整備工事のうち電気設備工事でありまして、ばっ気機の更新に伴う電気計装盤の改修を行います。

落札者は、東日本計装株式会社、落札額は税込み22,000千円、落札率は95.42パーセント、工期は同じく6月6日から3月14日までとしております。

いずれも、老朽化した機器の更新を行い施設の機能強化を図るものであります。

また、同日に簡易水道施設計装設備更新工事の入札を行いましたけれども、本定例会におきまして議案第 40 号としてご審議いただく予定でありますので、この場での説明は省かせていただきます。

この他、2 件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料を配付しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議 長（大野君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（大野君）

日程第 5、所管事務調査の報告をいたします。岡崎稔総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（岡崎君）

別紙により報告

議 長（大野君）

ただ今の総務常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。

（ありませんの声）

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告済みといたします。

それでは、10 時 25 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 15 分

再 開 午前 10 時 24 分

再開します。

(日程第6 一般質問)

議 長（大野君）

日程第6、一般質問を行います。2番 金子議員の発言を許します。
金子議員。

2 番（金子君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本日は教育長に質問をさせていただきます。

質問事項でございますが、義務教育学校におけるデメリットへの対応についてということで、答弁をお願いしたいと思います。

令和8年4月開校の秩父別学園で学ぶ子ども達に対する義務教育学校におけるデメリットへの対応について教育長にお伺いをいたします。

基本構想を拝見すると、1年生から9年生までの子ども達が、学びはもちろんのこと、全学年の繋がりにも配慮した設計となっており、私も一町民として大きな期待をしているところであります。

義務教育学校、さらには1学年1学級である小規模校のメリットを活かした学校運営についても教育長をはじめ、学校長、PTAなど関係者の皆さんが検討していただいていると思いますが、メリットがある反面、デメリットがあると言われております。

例えば、小学校卒業式がないことにより達成感が得られないこと、中学校入学式がないことによる新鮮さや期待感を得ることができないこと、休み時間等における低学年の高学年に対する遠慮や萎縮、思春期や反抗期など発達の違いによる悪影響などがあると言われております。

そこで質問ですが、教育長はそのようなデメリットに対してどのような取り組みや配慮をしようとしているのかをお伺いいたします。

議 長（大野君）

教育長。

教 育 長（早川君）

金子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

小中一貫教育を進める上での一つの方法である、義務教育学校につきましては、小・中学校が目指す子ども像を共有し、これまで小・中学校間でありました壁をなくし、小学校から中学校の義務教育を系統的・計画的に一貫して行う新たな学校の仕組みのこととございます。

特徴といたしましては、従来の小中一貫とは異なり、9年間の修業年限と教育課程が設けられています。

令和8年4月開校に向け、今年度から校舎の建築工事が始まりますが、義務教育学校を導入する上で重要なことは、義務教育9年間でどのような児童・生徒を育成するのか、義務教育終了時点でどのような生徒像を具体的に描いているのかという点であると考えております。

つまり目指す児童・生徒像、卒業段階の姿が明確化され、共有されていて、はじめて小中一貫教育としてどのような教育活動や教育内容を重視し、実施していくのかが決まってくるものと考えてございます。

それに基づき義務教育9年間のカリキュラム（教育課程）を作成、実施し、検証、改善を加えていくことが重要であると思っているところでございます。

現在の子ども達は、6年－3年制が導入された昭和20年代前半と比較すると、身体的、精神的な成長が2年程度早くなっていると言われております。

義務教育学校の設置は、前期（習得期）から後期（発展期）までの9年一貫した教育により、子ども達の成長の節目に配慮した教育課程を編成し、実施することで義務教育全体の質の向上はもちろんのこと、未来を担う子ども達に充実した学びの環境を提供できるものと考えております。

本年度から、教職員で構成します秩父別町教育研究会において、小中一貫教育課程の編成のための研究・調査が行われており、その報告、提案を委員会で協議しながら、本町に相応しい義務教育学校が設置できるよう準備を進めております。

義務教育学校では、基本的に1年から6年までの前期課程は小学校の学習指導要領、7年から9年までの後期課程は中学校の学習指導要領による指導を行うこととなります。

しかし、義務教育学校のメリットでもある、9年間を見越した特色ある学習指導を立てられることから、1年生から9年生までの児童生徒が一つの学校に通うという特性を生かし、義務教育を9年間のまとまりと捉え、育てたい力や目指す姿を設定し、系統的・計画的な教育活動を行うため、児童・生徒の心身の発達に応じて、従来の6年－3年制という学年の区切りに捉われず、4年－3年－2年制や5年－4年制など、柔軟な学年段階の区切りを弾力的に決めていきたいと考えているところでございます。

議員質問の義務教育学校を導入することでのデメリットについてですが、義務教育学校には期待される教育効果が数多くありますが、当然ながら現在の小・中学校とは異なる学校形態となることから、導入にあたっては留意しなければならない点があります。

義務教育学校では、6年生の卒業、7年生の入学は制度上なくなりますが、小学校と中学校の節目は、成長のための重要な節目であり、大きな意義があると考えております。児童・生徒が心機一転の機会と捉えられるよう配慮しながら、大切にしていきたいと考えております。

先行校では、6年生の修了時には前期課程の修了式、7年生の開始時には後期課程の始業式などと、節目で児童・生徒に発達の自覚を促す儀式的行事が行われている所もあります。

また、リーダーシップや自主性を養う機会についても、9年間の長いスパンで活動の場を設定・工夫することで、子ども達の責任感、自主性、思いやりなどを育てていくことはもちろん、自己肯定感を感じさせることができると考えております。

先行校では、学校行事において、中学生ではなく5・6年生を主体に運営することで、それぞれの発達段階でリーダーシップを発揮する機会を設けているところもあります。

いずれにいたしましても、配慮が必要な部分もありますが、義務教育学校制度の導入は、子ども達の教育を充実させるために有効であり、学習活動の充実や社会性の育成につながるものと考えております。

今後、先進校の事例を参考にそれぞれのステージで活躍する場や機会等が少なくならないよう、儀式的行事等も含め、学年段階の区切り等も考慮しながら、町教育研究会において小中一貫教育課程の研究・調査の議論を

深め、本町に相応しい内容を決定していきたいと考えているところがございます。

以上を申し上げまして、金子議員のご質問のお答えとさせていただきますが、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（大野君）

金子議員。

2 番（金子君）

大変ご丁寧な答弁有難うございます。

先程教育長の答弁にも触れられておりましたけれども、卒業式・入学式ばかりではなくですね、先程教育長の話にもありましたが、現行制度では小学校6年生になれば最上級生としての自覚が芽生え、下級生に対してリーダー性を発揮する場面が多々ありますが、義務教育学校ではないと思われれます。

これは人間として成長するためには、私は避けて通れないといえますか、非常に大切なことだと思います。

ぜひですね、今教育長がおっしゃったように、区切りといえますか、そのリーダーシップを発揮できるような場면을積極的につくっていただければという思いであります。

また、先日視察させていただきましたウトロ学校の聞いたお話をさせていただきますけれども、今後義務教育学校では暫定的に小学校と中学校の免許を持った先生方が、それぞれ同じ学校で子ども達を教えるわけですが、そういった小中学校のそれぞれの免許を持った先生方が一緒に仕事をする事になり、慣れるまでは大変だというお話も伺いました。

先生方は転勤があります。赴任した先生が義務教育学校経験者ならいいですが、小学校又は中学校からの赴任ですと、今まで接したことのない年齢の子ども達と接するわけですので、授業も大変ですが、子ども達との接し方にも戸惑うとの話も伺いました。

教育委員会、学校の仕事は人が育つための手助けをする大変な仕事だと思います。

将来を背負って立つ子ども達のために知恵を絞り、努力いただきますようお願いを送って私の一般質問とさせていただきます。

議 長（大野君）

以上で、金子議員の質問を終わります。

（日程第7 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」）

議 長（大野君）

日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、承認第1号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番（金子君）

1点だけお願いします。12ページなのですが、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、備考欄にですね、申告書の提出がない場合でも減免できるというふうに読み取れるのですが、今まで新築住宅の場合、何年間か減免を受けるのに申告書をいただいていたと思うのですが、今後は必要ないということになるのでしょうか。

議 長（大野君）

総務課長。

総務課長（中野君）

はい、そのような申告書の提出がなくても、適用することができるというような改正となります。

議 長（大野君）

金子議員。

2 番（金子君）

それじゃあ、役場の方が家屋評価に行ったら、それでいいということで解釈してよろしいですか。

議 長（大野君）

総務課長。

総務課長（中野君）

はい、そのとおりでございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。

2 番（金子君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はありますか。

（ありませんの声）

質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第1号は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

(日程第8 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度秩父別町一般会計補正予算(第8号)について〕」)

議 長 (大野君)

日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度秩父別町一般会計補正予算(第8号)について〕」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、承認第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番 (金子君)

10ページ、歳出の10ページでございますが、民生費の委託料880万減額、これちょっと金額が大きいのですけれども、主な要因をお聞かせください。

議 長 (大野君)

住民課長。

住民課長 (塩地君)

ただ今の民生費の880万円でございますけれども、認定こども園の管理運営、また子育て支援センターの事業費ということで、認定こども園の管理運営につきましては、園長の不在による給与の減、また子育て支援センターにつきましても、センター長が今常勤でいらっしゃるらないので、そち

らの方で減ということになっております。

2 番（金子君）
分かりました。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。
（ありませんの声）
ないようですので、これで質疑を終わります。
お諮りいたします。承認第2号は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。
よって、承認第2号は原案どおり承認することに決定いたしました。

（日程第9 報告第1号「令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について」）

議 長（大野君）
日程第9、報告第1号「令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。
本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）
別紙議案により説明

議 長（大野君）
これより、報告第1号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。
（ありませんの声）
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
報告第1号は、これにて報告済みといたします。

(日程第 10 報告第2号「町出資法人の事業報告について」)

議 長 (大野君)

日程第 10、報告第 2 号「町出資法人の事業報告について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (北垣君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、報告第 2 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第 2 号は、これにて報告済みといたします。

(日程第 11 議案第 37 号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第 11、議案第 37 号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 37 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 37 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 12 議案第 38 号「令和6年度秩父別町一般会計補正予算(第3号)について」)

議 長 (大野君)

日程第 12、議案第 38 号「令和 6 年度秩父別町一般会計補正予算 (第 3
号) について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 38 号に対しての質疑に入ります。 寺迫議員。

6 番 (寺迫君)

10 ページ、教育費の事務局費、部活動地域移行推進協議会委員謝金と
いうことで、先程 10 名分の謝金ということで説明を受けたのですが、こ
れは新規だと思うのですが、これを設置した理由と、あと北空知規模でや
っているのか、あとこの目標というか理由というかそういったものの説明
をいただきたいと思います。

議 長 (大野君)

教育次長。

教育次長 (大山君)

この部活動地域移行につきまして、まず経緯ですけれども、部活動の地域移行につきましては、北空知の振興協議会教育部会というものがございます。

この北空知の教育部会といいますのが、北空知の1市4町、深川市・秩父別町・沼田町・妹背牛町・北竜町の1市4町に雨竜町を加えました1市5町で構成されております。

この1市5町の構成ですけれども、まず教育委員会の事業で社会教育事業ですけれども、この1市5町で連携した広域事業というのを過去から行っている経緯がございまして、また部活動につきまして、野球部ですが、3月にも全国大会に出場しているのですが、その野球部の連合チームにも雨竜町の生徒が加わっているという経緯がございまして、この1市5町での枠組みで協議をしていこうということで、令和4年度から協議を始めております。

その中で、令和5年度、昨年になりましてから、具体的な形等々を検討してまいりまして、1市5町それぞれで協議会、地域協議会というものを設置して、それぞれの市・町で協議をし、なおかつ1市5町の代表の方、正副会長になろうかと思いますが、その方々が集まって、全体会ということで1市5町全体として、地域移行を検討していこうという形で進んでおります。

その、うちの町の秩父別町の委員さんの謝金につきまして、今般計上させていただいているところでございます。以上です。

議 長（大野君）

寺迫議員。

6 番（寺迫君）

差し支えなければ、そのメンバーの選出基準といいますか、今現在なっている方の個人名はいいのですが、役職名とかそういうものを、差し支えなければ教えてください。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（大山君）

まだこちら、誰が委員という形では決まっておりませんが、どのような方というのは決まっております。

部活動地域移行ということですので、小中学校校長、若しくは中学校の顧問の方、そして児童・生徒の保護者、PTAですね、それからスポーツ関係の団体の代表者、そして文化関係の活動の代表者等々を見込んでございます。

一応定員は15人と考えておりますが、学校関係者につきましては、謝金の支出を予定しておりませんので、それ以外の10名程度を予定しておりますが、それらの方の謝金という形で計上させていただいております。以上です。

議 長（大野君）

寺迫議員。

6 番（寺迫君）

そうしたら、組織的には各1市5町ですか、その中で10名か15名の委員さんが委託されて、そしてその上に1市5町の組織体みたいなものができて、そこに会長・副会長なりが委員というか理事というか分かりませんが、そういった形のものでできて、そして将来的にもこれは1市5町でずっと中学生に対しての部活動で色々、今回野球が行きましたけれども、他に吹奏楽とかバスケとかバレーとか色々あろうかと、サッカーもですか、あろうかと思うのですけれども、そういった方にもこれからは進めて、協議をしていくというような形で理解してよろしいのでしょうか。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（大山君）

先程ちょっと触れましたが、うちの町で、各町で協議会をつくって、その代表者の方が集まって、1市5町の全体会という形ですり合わせを行う予定でございます。

広域事業といたしますか、部活動につきましては、ご承知の通りどこの町もですね、人不足といたしますか、競技によってはチームが組めないような状況がもう現にございます。

それで今現在でも、野球ですとか、バスケットですとか、バレーボールにつきましては、近隣と合同チームを組んで試合に出ているというそういった状況もございますので、それらを含めて、その1市5町で合わせて協議をしていこうという流れでございます。以上でございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。 町長。

町 長（澁谷君）

部活動の地域移行、これが北海道教育委員会の肝いり事業でございまして、私も会議の度に言われているのですけれども、どういった形で地域移行を持って行こうかということ協しなさいということで、1円もお金を出さないで協議会をつくれと言っているのですけれども、北海道は。

そんな中で、各市町でいろんなことを、だから法律で決められたものでも何でもなくて、北空知の中で、じゃあこうやって各地域でやっていこうという形にしたのですけれども、これが未来永劫続くかというところではなくて、こういったことで部活動をやっていったらいいのじゃないということで、方向付けをしたいということで、例えばその中で、例えばですよ、親御さんが送っているのを、例えば町のバスで送れとか、そういう話になった時にそういったことを提言として私どもはいただいて、それを追加するかどうか検討の材料にしていきたいということですから、何て言うのですかね、法的な根拠のある協議会でも何でもないとことをご理解いただきたいと思っておりますし、地域移行に向けた、どういったことができるのかということ協ししてもらいたい団体であることをご理解いただきたいと思っております。

議 長（大野君）
寺迫議員。

6 番（寺迫君）
そうしたら、予算的にはその他となっていますけれども、これは道補助金か単費でやるということなのではないでしょうか。

議 長（大野君）
教育次長。

教育次長（大山君）
単費でございます。

議 長（大野君）
寺迫議員。

6 番（寺迫君）
今日か昨日の新聞に岩見沢市のこの推進事業が進められて、あそこ1市だけでもかなり学校あるのですが、それぞれの地域ってというか、道からの肝いりでそういうふうには、協議しなさいってというふうに言われたということで理解してよろしいのでしょうかね。

議 長（大野君）
教育次長。

教育次長（大山君）
今朝の新聞にも岩見沢のことが委託事業ということで載ってございましたけれども、今うちが取り組んでいる1市5町の枠組みの中で、例えば何か講演会ですとか、実は2月に講演会やらせていただいているのですけれども、そういったことをやる委託料等々はお金が出ております。

前回やりました2月の講演会については、各市町で手出しはなしということで行われておりますが、こちらの委員さんの報酬若しくは謝金等々については、何ら予算措置はされていない状況でございます。

6 番（寺迫君）
分かりました。

議 長（大野君）
他に質疑ありませんか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）
7ページの3款民生費の関係で、定額減税の関係でちょっと伺いたいのですが、18節の負担金及び交付金ですが、いろんな状況の中で支援いただくのは大変有難いなというふうに思っております。

新聞等でも職員の負担が増えるということで、問題になっている部分もあるかとは思いますが、対象の方に見れば有難い部分だろうなというふうに感謝したいと思っておりますが、参考までにですね、この給付金の対象の世帯、子どもの人数とか分かればちょっと参考までに教えていただきたいのと、町全体の、非課税世帯でなくて今回の対象世帯、それと何て言うのですか、今後傾向として増えてきているのかどうかというのもちょっと分かれば参考に教えていただきたいと思っております。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

対象の世帯でございますけれども、調整給付金につきましては、428世帯ということで考えてございます。

また、新たに非課税の給付金につきましては87世帯と、児童につきましては8名と考えてございます。

増加している状況につきましてはですけれども、こちらの方ですね、税情

報をとって設定をしているものですから、その年の所得によっての変動があると思いますが、概ね同じくらいの数かなと考えてございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。

8 番（藤岡君）
はい、有難うございます。

議 長（大野君）
他に質疑はありませんか。
（なしの声）
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はございませんか。
（ありませんの声）
討論なしと認めます。
お諮りいたします。議案第 38 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 38 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 13 議案第 39 号「令和6年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1号）について」）

議 長（大野君）
日程第 13、議案第 39 号「令和 6 年度秩父別町国民健康保険事業特別会
計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。
本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）
別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 39 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 39 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 14 議案第 40 号「工事請負契約の締結について（簡易水道施設計装設備更新工事）」）

議 長（大野君）

日程第 14、議案第 40 号「工事請負契約の締結について（簡易水道施設計装設備更新工事）」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 40 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第40号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案どおり可決いたしました。

(日程第15 意見案第4号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」)

議 長 (大野君)

日程第15、意見案第4号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・
林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略
いたします。このことについて、提出者の眞島議員、何か補足することは
ありませんか。

3 番 (眞島君)

ありません。

議 長 (大野君)

ないようですので、本件についてご意見を伺います。

(なしの声)

お諮りいたします。意見案第4号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第16 意見案第5号「厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書」)

議 長（大野君）

日程第 16、意見案第 5 号「厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書」を議題といたします。

本件については、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略いたします。このことについて、提出者の藤岡議員、何か補足することはありませんか。

8 番（藤岡君）

ございません。

議 長（大野君）

補足がないようですので、本件についてご意見を伺います。

（なしの声）

ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第 5 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第 5 号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第 17 所管事務調査の申し出について）

議 長（大野君）

日程第 17、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。
事務局長に朗読させます。

事務局長（成瀬君）

別紙により朗読

議 長（大野君）

委員会の所管事務調査の申し出についてご意見はございませんか。

（ありませんの声）

ご意見がないようですので、お諮りいたします。所管事務調査は申し出

のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

(日程第 18 議員の派遣について)

議 長 (大野君)

日程第 18、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長 (成瀬君)

別紙により朗読

議 長 (大野君)

議員の派遣についてご意見はございませんか。

(ありませんの声)

ご意見がないようですのでお諮りいたします。議員の派遣については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、原案どおり決定いたしました。

(閉会宣言)

議 長 (大野君)

お諮りいたします。今期、定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしましたので、これをもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じます。

令和 6 年第 2 回秩父別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉 会 午前 11 時 28 分